

# 地域生活支援拠点 整備方針

案

～赤穂市全体を、“地域生活支援拠点”に～

平成31年3月

赤穂市

- 目 次 -

1.	地域生活支援拠点とは【厚労省資料】	1
	(1) 目的等について	1
	(2) 整備類型について	3
	(3) 必要な機能について	4
2.	本市における位置づけ	6
	(1) 本市の現状について	7
	(2) 整備類型について	12
	(3) 整備を進める機能について	13
3.	今後の拠点整備について	14
	(1) 拠点整備の考え方	14
	(2) 拠点整備の重点目標	15
	(3) 拠点対象者	16
	(4) 整備する機能の内容	17
	(5) 機能ごとの課題	19
	(6) 年度ごとの拠点整備内容	20
4.	参考資料	23
	(1) 拠点運営上の留意点について【厚労省資料】	23
	(2) 拠点運営上の市の責務と役割【厚労省資料】	24
	(3) 拠点等にかかる報酬算定について【厚労省資料】	28
	(4) 赤穂市内障害福祉サービス等事業所・関係機関	30
	(5) 赤穂市障害者自立支援協議会・部会開催状況	33

本資料「2. 赤穂市による位置づけ」以降、引用文を除き、次のように文言を表記します。

- 地域生活支援拠点等 ➡ 拠点
- 赤穂市障害者自立支援協議会 ➡ 自立支援協議会
- 赤穂市障害者自立支援協議会 各専門部会 ➡ 部会
- 赤穂市障がい者基幹相談支援センター ➡ 基幹相談支援センター
- 拠点による支援が必要な対象者 ➡ 拠点対象者
- 拠点による支援を受けるために登録をした拠点対象者 ➡ 拠点登録者

# 1. 地域生活支援拠点とは

平成 29 年 7 月 7 日厚労省通知「地域生活支援拠点の整備促進について」より

## (1) 目的等について

「地域生活支援拠点等の整備」とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに障がいのある人の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がいのある人やその緊急事態に対応を図るため、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を整備するものです。具体的には、

- 緊急時の迅速、確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障がいのある人の地域での生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを求めています。

地域には、障がいのある人を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところですが、これらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない、重症心身障害、強度行動障害や蔓延性意識障害等の支援が難しい障がいのある人への対応が十分でないとの指摘があります。また、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘があります。

このため、障がいのある人の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障がいのある人の地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域生活支援拠点等の整備を推進していくことが必要です。



## ◎H26.5 第4期障害福祉計画の策定にかかる国の基本指針

### 《基本指針第一の一の3》

・地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点にたった継続した支援を行う必要がある。

こうしたサービス提供体制の整備については、個別の状況に応じて、関係者や障害者本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置付け、計画的に推進する。

## ◎H29.3 第5期障害福祉計画等の策定にかかる国の基本方針

### ・地域生活支援拠点等の整備

市町村において、平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

### 《基本指針第三の二の2（三）》

・地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置等の有無等各地域における個別の状況に応じ、各地域においてどのような体制を構築するか等、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会等を十分に活用することが必要である。

また、当該整備方針を踏まえ、障害者等の生活を地域全体で支える核として地域生活支援拠点等を機能させるためには、運用上の課題の共有や関係者への研修の実施等、地域生活支援拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化するとともに、整備方針や必要な機能が描く地域の実情に適しているかといった観点や、地域における課題に対応できるかという観点から、中長期的に必要な機能を見直し、その強化を図るため、十分に検証及び検討を行うことが必要である。当該検証及び検討に当たっては、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

## (2) 整備類型について

### ◎多機能拠点整備型

(入所施設等への機能併設タイプ)

居住支援のための機能をグループホームや障害者支援施設等に付加した拠点に集約して、地域の障害のある人を支援する。

### ◎面的整備型

(既存事業所による機能分担タイプ)

地域における複数の機関が分担して居住支援のための機能を担い、各機関が有機的な連携のもとに地域の障がいのある人を支援する。

※「多機能拠点整備型+面的整備型」など地域の実情に合わせて整備することも可能。

### (3) 必要な機能について

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、支援困難な障がいのある人の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとしますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市が行うこととなります。

また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市が判断することとなります。

#### ①相 談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

##### 【留意事項】

- 障がいのある人やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
- 個別相談を受ける体制の確保（相談窓口の設置等）ができていないか
- 相談内容ごとに対応状況等の進捗管理ができていないか
- 緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか ※必ずしも24時間体制を採る必要はない
- 緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取り組みを行っているか
- 相談を受けた後の対応（紹介）の仕組みを構築しているか
- 切れ目のない包括的な障がい福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか

#### ②緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

##### 【留意事項】

- 「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応（定義外の対応を含む。）について、具体的な方法を定めているか。
- 本人の家族状況、障がい特性、服薬情報、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか（その際、受け入れ制限をしていないか）
- 緊急時の受け入れ後、サービス等利用計画等の見直しを行っているか
- 各事業所（関係機関等を含む。）間の当番制による緊急時の受け入れ・対応を図っているか

- 重度障害者も含めた緊急時における常時の受入体制が確保できているか
- 短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠を確保しているか
- 短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか

### ③体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### 【留意事項】

- 空き家・公民館等を最大限活用しているか
- 障がい特性に配慮した体験の場を確保しているか
- 緊急時を想定した体験利用を行っているか
- 地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか
- 障がいのある人やその家族の意向に沿った体験の機会・場を提供できるように、各関係機関で連携しているか
- 各事業所（関係機関等を含む）間の当番制による機会・場を確保しているか

### ④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### 【留意事項】

- 障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか。
- 協議会等で専門的な人材の確保・養成にかかる方針や計画を十分に検討しているか

### ⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

#### 【留意事項】

- 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか
- 拠点の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか

## 2. 本市における位置づけ

本市では、第4期及び第5期障害福祉計画にかかる国の基本指針を踏まえ、同計画の障害福祉サービス等の推進における成果目標のひとつとして、「地域生活支援拠点等」の整備を掲げています。

《第5期障害福祉計画》

- 3 基本方針（3）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備  
・・・また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

- 第2章 地域生活または一般就労への移行の数値目標

### 3 地域生活支援拠点等の整備

第4期赤穂市障がい福祉計画策定時の国の基本方針において、市町村または各圏域で少なくとも一つを整備することが目標となっています。本市においては、平成29年度に基幹相談支援センターを開設し、市内のサービス提供事業所や関係機関との顔の見える関係性を築くとともに、拠点整備に向けた検討を進めています。

整備にあたって、第5期赤穂市障がい福祉計画期間中に、相談支援の充実、緊急時の受入れ体制の確保や、親亡き後の生活、余暇支援の確保等について関係機関や関係団体と協議を進めるなど、拠点のあり方について検討していきます。

## (1) 本市の現状について

### ①障がい者手帳等の状況

#### 【身体障がい者手帳】

身体障害者手帳の所持者は年々減少傾向にあり、特に高齢化率が全体の74%前後で推移し所持者の高齢化が顕著に表れている。

重度（1級、2級）の手帳を所持する人の率も46%前後で推移している。

時点	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	平均年齢	高齢化率	重度率
27.3月	628	232	305	467	108	119	1,859	70.4歳	73.0%	46.3%
28.3月	619	222	298	471	109	119	1,838	70.7歳	73.8%	45.7%
29.3月	612	220	285	466	109	120	1,812	70.8歳	73.8%	45.9%
30.3月	601	213	280	467	108	123	1,792	71.2歳	74.2%	45.4%
31.1月	610	211	276	459	105	124	1,785	71.2歳	74.2%	46.0%

#### 【療育手帳】

発達障害での手帳所持者が増加し、療育手帳所持者は年々増加の一途をたどっている。所持者の平均年齢は31歳前後、高齢化率も5%前後で推移しているが、過去の相談内容等から、介護者の高齢化等による緊急時対応のニーズが高い。

時点	重度(A)	中度(B1)	軽度(B2)	合計	平均年齢	高齢化率	重度率
27.3月	193	130	133	456	30.3歳	3.5%	42.3%
28.3月	197	132	141	470	30.5歳	3.6%	41.9%
29.3月	195	137	151	483	31.1歳	4.3%	40.3%
30.3月	200	135	159	494	31.4歳	5.2%	40.4%
31.1月	198	137	175	510	31.3歳	4.7%	38.8%

#### 【精神障害者保健福祉手帳】

所持者は年々増加しているが、重度化の傾向は低く、在宅で生活されている方が多い。所持者の平均年齢は50歳前後で、介護者の高齢化が進んでいるものと思われる。重度者の率は10%前後で、入院されている方が多い。

時点	1級	2級	3級	合計	平均年齢	高齢化率	重度率
27.3月	16	93	53	162	49.3歳	13.6%	9.9%
28.3月	18	94	57	169	50.0歳	18.3%	10.7%
29.3月	17	106	77	200	49.6歳	20.0%	8.5%
30.3月	20	110	90	220	49.3歳	21.3%	9.1%
31.1月	20	122	96	238	49.6歳	20.6%	8.4%

【障害福祉サービス等受給者証】

主に障害児通所支援の受給者証所持者が増加している。早期支援の取り組みにより、乳幼児期に療育機関につながるケースが増加していることが原因と考えられる。

短期入所の支給決定数も多いが、実際は受入れ可能な事業所が少ないため、利用していない受給者も多い。

時点	障害福祉サービス	障害児通所支援	地域生活支援事業	合計（重複含む）	障福高齢化率
27.3月	378	104	113	595	14.0%
28.3月	401	124	118	643	12.6%
29.3月	410	124	125	659	12.4%
30.3月	429	160	127	716	13.4%
31.1月	424	190	139	753	12.7%

(31.1月内訳)

居宅介護	82	児童発達支援	123	移動支援	86
重度訪問介護	1	放課後等デイサービス	66	日中一時支援	87
同行援護	26	保育所等訪問支援	6	訪問入浴	2
行動援護	8	合計（重複含む）	195	合計（重複含む）	175
生活介護	127				
就労移行支援	12				
就労継続A	54				
就労継続B	149				
就労定着支援	2				
療養介護	10				
短期入所	103				
共同生活援助	44				
施設入所支援	62				
合計（重複含む）	680				

## ②計画策定時のアンケート結果について

平成30年3月に策定した赤穂市障がい者福祉長期計画（第5期赤穂市障がい福祉計画・第1期赤穂市障がい児福祉計画）策定時に実施したアンケート、団体へのヒアリング調査で、拠点の5つの機能に関連する内容は次のとおりです。

㊦=アンケート ㊧=団体等ヒアリング

### 相談

- ㊦ 住みよいまちをつくるために必要な施策を尋ねたところ、18歳未満は「仕事をしたい障がいのある人が仕事をできるようにするための雇用・就業の促進」、18～39歳・65歳以上は「何でも気軽に相談できる総合的な相談窓口の整備・充実」、40～64歳は「年金などの所得保障の充実」が多い。
- ㊦ 「基幹相談支援センターの認知状況」を尋ねたところ、設置して間もないこともあり「知っている」の回答が各年代で10%前後と、まだ浸透してない状況
- ㊦ 困ったときの相談相手は、年齢に関わらず「同居の家族」が最も多い。2番目に多い相談相手は、18歳未満は「学校の先生」、18～39歳は「知人・友人」、40～64歳は「医師・看護師・医療スタッフ」、65歳以上は「その他の親族」。
- ㊦ 「総合的な相談窓口の必要性」について、特に精神障がいの人での意向が高い。
- ㊦ 「住みよいまちをつくるために特に必要なこと」で「何でも気軽に相談できる総合的な相談窓口の整備・充実」と答えた人は各年代で回答が多い。
- ㊧ 相談体制の充実を求める声が大きく、今後重点的に進める施策としても相談支援が最も多い。
- ㊧ 相談窓口、事業所の連携が重要であるとの意見も多くみられた。

### 緊急時の受入れ・対応

- ㊧ 24時間の支援体制が必要。
- ㊧ 緊急時における受け入れ先がない。
- ㊦ 18歳以上の人の現在利用しているサービスは、18～39歳は「就労支援」、40～64歳は「施設への入所」「生活介護」、65歳以上は「ホームヘルプ」「日中一時支援」「施設への入所」が多い。またどの年代も「サービスを利用するための相談」が多い。
- ㊧ 子どものサービスの利用希望としては、「預かり」に関するサービス希望が多く、具体的には日中一時支援や短期入所、放課後等デイサービスの希望が多い。
- ㊧ 夜間の支援体制や緊急時の医療期間との連携など、様々な緊急時の対策が取っている事業所もある。

### 体験の機会・場

- ㊧ 成人のサービスの利用希望としては、グループホーム・短期入所・居宅介護、65歳以上ではグループホーム、生活介護の希望が多い。全体的にサービスが不足しているという意見が多く、またサービスの質や障がい特性に応じたサービスを希望する意見もみられる。

## 専門的人材の確保・養成

- ㊦ サービス提供事業者が抱える問題として、どの事業者も人材不足が大きな課題。サービス提供者自身もサービスに対するニーズが高まっていると感じているものの、人材不足、職員が定着しないことから、利用者が望むサービスを提供できないと考えている事業者が多くなっている。

## 地域の体制づくり

- ㊦ 障がいに対する理解を深める教育・情報提供が必要。
- ㊦ 障がいに対する理解がないという意見が多い中、特に精神障がいや発達障がいなど、目に見えにくい障がいに対する理解を求める声が多くみられた。
- ㊦ 障がいに対する理解を深めるには障がいのある人と関わる機会が重要という意見が多く、具体的に地域で関わる機会や障がい者施設への見学会など、様々な意見がみられた。
- ㊦ 65歳を境とした対応。障害福祉⇒介護保険への円滑な移行
- ㊦ 医療・リハビリを充実してほしいという声が多く、障がいの種類に応じた診療科目や専門医が求められている。また、福祉と医療の連携や、退院後の調整などについても意見が出ている。
- ㊦ 18歳未満でも、今後必要と考えるサービスは、日中一時支援、ショートステイが多い
- ㊦ 福祉と医療の連携、学齢期のつながりが重要である。
- ㊦ 地域活動、土日や長期休暇、日中過ごせる場など、様々な居場所づくり・余暇支援が必要。

## 全体

- ㊦ 入所・入院している人の今後の生活意向は、40歳以上の年代は「今のまま生活したい」が最も多く、65歳以上の年代は半数を超えている。18～39歳は「家族と一緒に暮らしたい」が最も多い。
- ㊦ 地域で生活するために必要な支援は、18～39歳は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「地域住民等の理解」、40～64歳は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、65歳以上は「経済的な負担の軽減」。
- ㊦ 今後どのように暮らしたいかを尋ねたところ、どの年代も「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も多い。18～39歳は「一人暮らしをしたい」「グループホームで暮らしたい」「福祉施設などで暮らしたい」がほかの年代よりも多い。

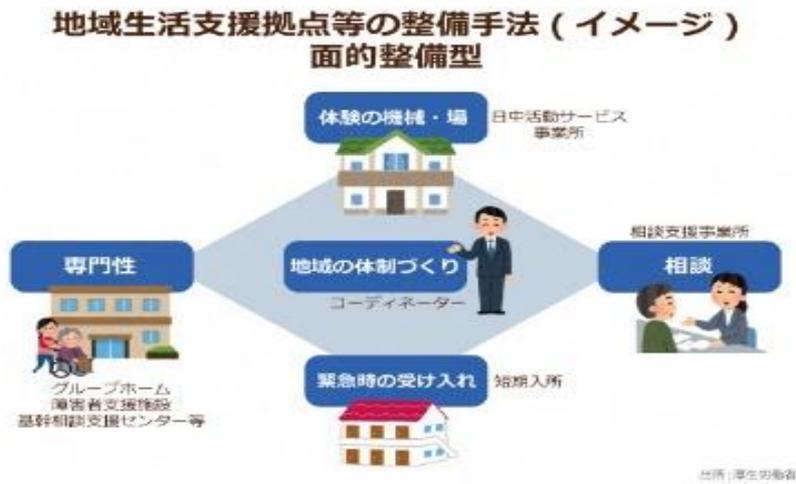
### ③拠点に求められる機能ごとの現状

拠点に求められる機能について、本市における地域の社会資源等の現状は次のとおりです。

機能	現状
①相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成29年度より基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制の強化、関係機関との連携、専門性と継続性の担保を図っています。</li> <li>◆相談支援事業所が不足していましたが、平成30年度以降新規事業所の開設があり、現在サービスを利用するために必要な計画相談の基盤を整備しているところです。</li> <li>◆相談業務は市や各事業所等の日中の勤務時間内で行っています。</li> <li>◆夜間、休日の緊急対応に苦慮しています。</li> <li>◆日々のケース対応の中から、拠点対象者の把握に努めています。</li> <li>◆基幹相談支援センターが、毎月事業所の利用状況を調査し、地域資源の空き状況等を把握・共有しています。</li> </ul>
②緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆短期入所事業所が不足しています。</li> <li>◆緊急時には、各機関等において可能な範囲で対応しています。</li> </ul>
③体験の機会・場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆グループホーム未利用者の体験利用が少ない。</li> </ul>
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部会を活用して、関係機関の情報共有や意見交換等を行い、スキルアップを図っています。</li> <li>◆基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所等を対象に精神障害者支援者研修を実施しました。</li> </ul>
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部会を通じて、情報の共有化、連携体制の強化を図り、事業所や教育等の関係機関と顔の見える関係性を築いています。</li> </ul>

## (2) 整備類型について

本市では、平成29年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会において、「今年度開設した赤穂市障がい者基幹相談支援センターを中心に、既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携強化を図る体制を整備する」ことが承認されました。



### (3) 整備を進める機能について

2020年度末までに5つの機能を整備することを目標とします。

#### ①相談

常時の連絡体制を確保して、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に  
必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行う機能

#### ②緊急時の受け入れ対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障がい  
のある人の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対  
応を行う機能

#### ③体験の機会・場の提供

親元からの自立にあたって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機  
会・場を提供する機能

#### ④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な人や高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、  
専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な人材の養成を行う  
機能

#### ⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センターを中心に、地域の様々なニーズに対応できるサービ  
ス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### 3. 今後の拠点整備について

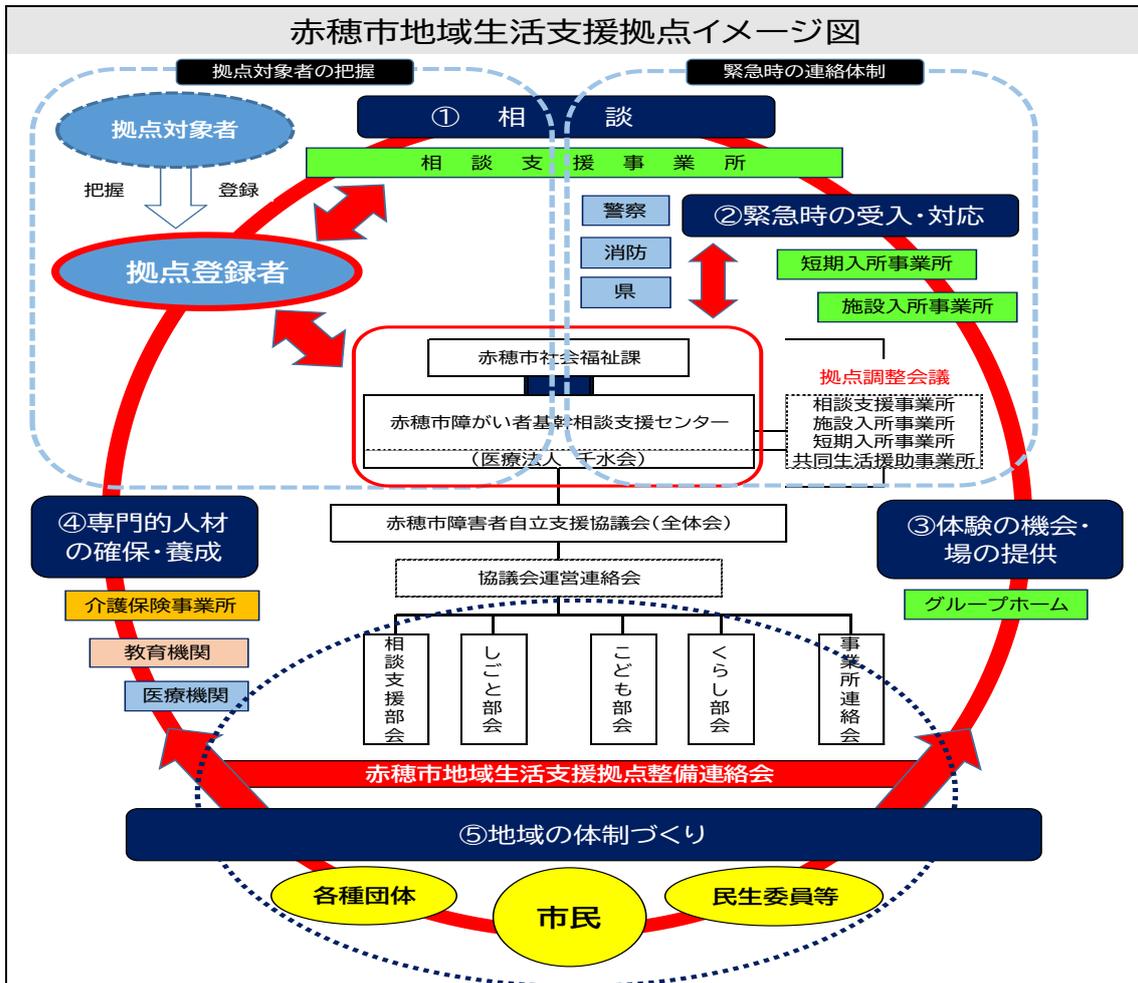
#### (1) 拠点整備の考え方

本市の拠点整備は、基幹相談支援センターを核として、地域の社会資源が相互に連携する「面的整備」の方向で、平成29年度より自立支援協議会・部会を再編成し部会運営を実施しており、事業所や関係機関同士の「顔の見える関係性」を築きながら、それを土台として整備を進めているところです。

今後は、拠点整備の枠組みを利用した支援が必要と思われる対象者を「拠点対象者」と位置づけ、支援を受けるため「拠点登録者」として登録した人の情報を、関係機関等で共有することで、いざという時にスムーズに支援につながる仕組みの構築を目指します。

さらに、重症心身障害児（者）や医療的ケアの必要な人についても、緊急時の対応が可能となるよう、専門的人材の育成や受け入れ態勢の確保に努めます

拠点整備にあたっては、基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会・部会において検討するとともに、既存の社会資源とも連携し、本市に住む人、関わる人全員で障がいのある人を見守り、支えていくことを目標とし、「赤穂市全体を、“地域生活支援拠点”に」をテーマに推進していきます。



## (2) 拠点整備の重点目標

本市において、拠点を整備していくうえでの重点目標は次の5点とします。

### ①顔の見える関係性を活かした、地域の社会資源をつなぐ「面的整備」の推進

事業所・関係機関が拠点整備の重要性を共通認識として持ち、部会等を通じて、お互いに連携しながら「面的整備」を進めます。

### ②短期入所（医療型含む）、生活介護、グループホーム等事業所の確保

短期入所事業所等が不足している現状を踏まえ、拠点整備に必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

### ③「拠点対象者」の把握と「拠点登録者」への必要な支援

本人、家族、相談支援事業所等から支援が必要となる「拠点対象者」を把握し、登録につないだ「拠点登録者」が、緊急時でも安心して支援が受けられる仕組みを構築します。

### ④実情に合った緊急時の連絡体制の構築

現在の連絡体制やその課題等を整理して、赤穂市の実情にあった緊急時の連絡体制を構築します。

### ⑤障がいに対する理解の促進

民生委員・児童委員や各種団体、学校、事業所などと連携し、障がいに対する理解を深めることにより、赤穂市全体で障がいのある人を見守り、支える機運を醸成します。

### (3) 拠点対象者

拠点対象者を次のように想定します。 \*緊急度を3段階で表しています。

区分	対象者像	緊急度
A	家族等がなく、在宅で生活している人 ※サービス利用の有無に関わらず、早急に施設等の利用につなげる必要のある人	3
B	家族等の高齢化等により支援力が低下するなど、緊急時などの対応に課題がある人（重症心身障害児（者）も含む） ※サービス利用がない人で、早急に親亡き後の備えが必要な人	3
C	家族等の高齢化等により支援力が低下するなど、緊急時などの対応に課題がある人 ※サービス利用がある人で、早急に親亡き後の備えが必要な人	2
D	今後、家族等の高齢化等により支援力が低下するなど、緊急時などの対応に不安がある人 ※近い将来に親亡き後の備えが必要な人 （在宅生活を送る上での支援があれば、生活が維持できる人も含む）	1

\*不安がある、課題がある状況は、本人の認識だけでなく、支援者の見立ても含むものとします。

上記のような拠点対象者が、拠点制度を利用するためには、事前登録を必要とします。拠点登録の条件に合致すれば、拠点制度において支援を受ける者（拠点登録者）として台帳登録し、その登録情報を必要な関係機関で共有し、緊急時に備えます。

#### 【拠点登録の条件】

- ・障がい者手帳、自立支援医療受給者もしくは難病の受給者証を所持している人
- ・障害支援区分の認定を受けている（受ける予定）の人
- ・短期入所等の支給決定を受けている（受ける予定）の人
- ・制度の趣旨を理解し、必要な関係機関と情報共有することに同意する人

#### (4) 整備する機能の内容

今後整備を想定する各機能の内容は次のとおりです。

機能	想定する整備内容
①相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●拠点対象者の把握等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所等と連携して拠点対象者を把握し、登録を促進します。</li> <li>・登録者情報は関係機関で共有し、緊急時のスムーズな対応につなげます。→P22</li> </ul> </li> <li>●緊急時の対応基準の作成               <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急の相談があった際に、スムーズな対応ができるよう、緊急時の判断、一時対応や受け入れ先へのつなぎ等にかかる基準等を整備します。</li> </ul> </li> </ul>
②緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受け入れ先の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>共生型サービスも含め短期入所事業所の確保に向け働きかけを行います。</li> </ul> </li> <li>●緊急入所後の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間内に支援者による担当者会議を開催し、次の支援の対応を検討します。</li> </ul> </li> <li>●医療機関との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点登録者には、緊急時のレスパイト入院等を見据え事前の診察を促すなど、医療機関と連携します。</li> </ul> </li> <li>●状況に応じたサービスの活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅での支援が必要な人等の支援体制を整備する。</li> </ul> </li> </ul>
③体験の機会・場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループホーム、日中活動サービス等の体験利用の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の生活を考えるきっかけとするため、障がい特性に応じた体験の場の確保に努めます。</li> </ul> </li> </ul>
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談機能の充実のための研修強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援部会等を通じて、情報交換や専門研修、勉強会等を実施します。</li> </ul> </li> <li>●専門的ケアに対応するための研修の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアなどの専門的ケアについて、部会等を活用し、専門知識を有する講師を招聘しての研修会を検討します。</li> </ul> </li> <li>●高齢障がい者への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険領域と連携し、共通認識を持って本人のニーズに合った対応に努めます。</li> </ul> </li> <li>●教育機関との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>大学や専門学校等と連携して講師派遣など、支援に必要な知識の習得に努めます。</li> </ul> </li> </ul>

<p>⑤地域の体制づくり</p>	<p>●自立支援協議会・部会等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所関係機関の拠点整備における役割を明確化します。</li> <li>・部会等の既存の枠組みを活用して事例検討などを実施し、今後の支援につなげます。</li> <li>・現状や課題を共有し、問題解決を図るため、拠点調整会議、地域生活支援拠点整備連絡会を適宜実施します。➡P14</li> </ul> <p>●支援ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会等を活用して事業所、関係機関、行政等による連携体制のネットワーク化を図ります。</li> <li>・障がい分野だけでなく、高齢者分野や民生委員、自治会などの地域団体などと連携して、地域全体で障がいのある人を見守るネットワークの構築に努めます。</li> <li>・拠点登録を要支援者名簿の登録につなげ、日ごろから、災害時でも地域住民と連携した支援体制の構築に努めます。</li> </ul> <p>●教育機関等との連携</p> <p>大学や専門学校、リハビリ職等と連携して、学生のフィールドワークや職場実習の場を設け、地域との交流を基軸とした連携体制の構築に努めます。</p> <p>●市民等の理解促進</p> <p>全ての市民が支援者になることを目標に、市民や市民団体等に障がいや障がいのある人への理解促進のための周知や研修を実施します。<u>※地域生活支援事業の理解促進啓発事業の活用</u></p>
------------------	---

## (5) 機能ごとの課題

各機能ごとに想定される今後の課題は次のとおりです。

機能	想定される課題
①相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の定義の明確化と拠点登録者の理解</li> <li>●緊急性の判断</li> <li>●既存の連絡体制を踏まえた緊急時の連絡体制</li> <li>●拠点対象者の潜在的ニーズの把握</li> <li>●拠点登録者の情報共有</li> <li>●相談支援事業所への負担</li> </ul>
②緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受け入れ先（短期入所）の確保が急務</li> <li>●共生型サービス事業所の確保</li> <li>●警察、消防、医療機関との連携</li> </ul>
③体験の機会・場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループホーム等体験利用できるサービス提供体制の確保</li> <li>●障がい特性に応じたサービスへのマッチング</li> </ul>
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例検討を通じた専門家のアドバイス</li> <li>●対応や取り扱いの共有</li> </ul>
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●拠点制度の関係者間の共通認識の醸成</li> <li>●分野を超えた連携体制の推進</li> <li>●地域全体への理解促進</li> </ul>
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会資源の整備、調整、開発</li> <li>●拠点登録者のアウトリーチ</li> <li>●行政職員の専門性</li> <li>●基幹相談支援センターの機能強化</li> <li>●参画事業所の役割等の明確化、協力体制の強化</li> <li>●参画事業所のメリット→積極的な加算の取得</li> <li>●他部署にまたがる複合的な課題への対応</li> <li>●特定の法人に負担がかからないよう市内全体で支える仕組みづくり</li> </ul>

## (6) 年度ごとの拠点整備内容

2020年度を目途に、順次5つの機能を整備していくこととしますが、平成31年度は、まず市内障害福祉サービス事業所や関係機関に、拠点整備について理解を求め、機能③～⑤の機能を整備することに主眼を置きます。

機能①、②については平成32年度中の整備に向けて、平成31年度に課題を抽出し、部会等を活用して実施に向けた検討を行います。

なお、機能②緊急時の受入れ先となる短期入所事業所は、現在、受入できる人数が限られているため、今後の拡充の状況を見ながら拠点登録を進めることとします。

### 【平成31（2019）年度】

機能	項目	内容
①相談	新規相談支援事業所の開設	・計画相談支援の円滑化 ・相談支援ネットワークの構築
	拠点対象者の把握	・相談支援事業所等との連携
②緊急	短期入所事業所等の確保	・サービスの確保に向けて働きかけを行う。
③体験	グループホーム等の体験利用の促進	・拠点登録者に体験利用を勧める
④専門	協議会部会等を活用した研修会の実施	・講師による専門的な研修の実施
⑤体制	協議会部会等を活用した検討・顔の見える関係性づくり	・事業所・関係機関への説明 ・役割分担の明確化 ・課題の抽出 ・緊急時機能①連絡体制②受入体制の整備に向けた検討 ・拠点登録者情報シートの検討 ・拠点登録者のニーズ把握 ・拠点登録希望者の分析
	地域生活支援拠点整備連絡会	・事業所・関係機関への説明
	第1回赤穂市障害者自立支援協議会	・拠点進捗状況の報告等
	第2回赤穂市障害者自立支援協議会	・次年度の方向性の協議等

【2020年度以降】

機能	項目	内容
①相談	アンケート（ニーズ）調査・団体ヒアリングの実施	・第6期計画策定ニーズ調査 ➡拠点についてのニーズ把握
	拠点対象者の把握	・相談支援事業所等との連携
	第6期計画パブリックコメント	・拠点整備の内容含む
	緊急時の連絡体制の構築	・既存連絡ルートの整理 ・連絡体制の課題 ・実情に合わせた連絡体制の構築
②緊急	短期入所事業所等の確保	・サービスの確保に向けて働きかけを行う。
③体験	グループホーム等の体験利用の促進	・拠点登録者に体験利用を勧める
④専門	協議会部会等を活用した研修会の実施	・講師による専門的な研修の実施
⑤体制	協議会部会等を活用した検討・顔の見える関係づくり	・機能①②の実施に向けた検討 ・ニーズ把握の内容検討 ・ニーズ調査の分析 ・登録希望者の分析 ・拠点整備次年度への検討課題
	地域生活支援拠点整備連絡会	・機能①②の実施に向けた調整 ・機能③～⑤の課題等の抽出
	第1回赤穂市障害者自立支援協議会	・第6期計画国指針の提示 ・拠点の位置づけ
	第2回赤穂市障害者自立支援協議会	・ニーズ把握結果について ・第6期計画骨子提示
	第3回赤穂市障害者自立支援協議会	・計画素案提示 ・拠点整備の進捗
	第4回赤穂市障害者自立支援協議会	・計画案提示 ・第6期計画 拠点の位置づけ
	第5回赤穂市障害者自立支援協議会	・最終計画案提示 ・拠点運営の方向性

※様式 拠点登録者情報シート（仮） ※今後、部会等で検討

登録日	
緊急度・区分	
氏名	
住所	
生年月日	
手帳等所持状況	
家族状況	
サービス利用状況	
障害支援区分	
障害年金	
登録理由	
相談支援事業所	
（担当者）	
関わりのある機関	
（担当者）	
本人の希望	
今後の支援プラン	
支援の手順	
支援における課題	

上記の情報について、拠点関係機関に情報提供・共有することに同意します。

年 月 日

拠点登録者

氏名

印

介護者

続柄

氏名

印

## 4. 参考資料

平成 29 年 7 月 7 日厚労省通知「地域生活支援拠点の整備促進について」より

### (1) 拠点運営上の留意点について

#### ①拠点において支援を行う者（以下「支援者」という。）の協力体制の確保・連携

支援者が拠点における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければいけません。

また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点の運営にあたっては、協議会等における連携を基礎とし、市の障がい福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障がいのある人やその家族が緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市と拠点がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築することが必要です。

#### ②拠点における課題等の活用について

拠点においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。

#### ③拠点に必要な機能の実施状況の把握

市は、拠点に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければいけません。

具体的には、例えば以下の（ア）から（サ）に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握します。

また、協議会等を通じて市と拠点の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する拠点の理解も深まることから、より効果的に運営につながるものと考えられます。

なお、以下に掲げる内容は例示であり、市が適宜、必要と認めるものについて検討を行うものとします。

#### 【運営全般に関するもの】

（ア）拠点の組織・運営体制・分担する区域におけるニーズ把握を行っているか

○拠点の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか

○拠点と市の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の抽出方法（アセスメント）等が検討できるように協議会等における運営方針が定められているか

- 拠点と市や関係機関の連携のための連絡会議を定期的で開催しているか
- 必要な機能等の運営における定義づけの検討が行われているか。
- 支援者間の連携が効果的に行われているか
- 関係機関等との連携の向上、調整、合意形成に努めているか
- 各種課題に対する連携意識の醸成に努めているか
- 拠点を地域になじみやすい名称で周知しているか
- 地域づくりやまちづくりを目指した障がい福祉を推進しているか
- 自然災害発生時における対応方針や過疎地域等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか

**(イ) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針**

- 重度、高齢化、独居世帯等の障がいのある人の生活状況の確認を行っているか
- 社会的活動（ボランティア等）を希望する障がいのある人の把握に努めているか

**(ウ) 障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針**

- 障がいのある人や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
- 障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか

**(エ) 個人情報保護**

- 支援者間において、市が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか

**(オ) 利用者満足向上**

- 相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
- 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか

**(カ) 公正、公平性・中立性の確保**

- 公正、公平性・中立性の観点から、適切に障がいのある人の受け入れを行っているか
- 公正、公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービスの事業所等の紹介を行っているか
- 障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか
- 協議会等への報告、説明等に協力しているか

**④各制度との連携**

拠点は、障がいのある人の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障がい福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点の運営にあたる必要があります。

## (2) 拠点運営上の市の責務と役割

### ①協議会等の活用

協議会等を十分に活用し、地域の関係者の中で、拠点の整備方針を検討することが重要です。

- (ア) 地域の障がいのある人や家族等にニーズ調査を行い、課題を抽出する。
- (イ) 地域分析（アセスメント）にあたって、関係者からのヒアリング調査等の方法を検討する。
- (ウ) 拠点が機能するためには、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が重要となるため、その構築方法を検討する。

#### 【必要な視点】

○拠点が担う5つの機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点の整備方針を掲げることが必要です。

### ②拠点の整備類型、必要な機能の検討・検証

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

- (ア) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

#### 【必要な視点】

○地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

### ③関係者への研修・説明会の開催

整備方針を踏まえ、拠点等を運営するうえでの課題を共有することが重要です。

- (ア) 障がいのある人やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して拠点の義の説明を行い、課題の共有を行いながら解決策の提案を受ける。
- (イ) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

#### 【必要な視点】

○障がいのある人の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠

点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要である。

#### ④拠点における役割分担と連携の強化

自治体や圏域内に複数の「多機能拠点整備型」がある市においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取り組みを推進していくことが求められます。また、「面的整備型」や両方をあわせた類型で拠点を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応することとしています。例えば、

- 拠点のうち、地域の中で基幹的な役割を担い、拠点の機能に取り組むにあたっての総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置
  - 拠点の運営にあたって、市に担当者を配置（拠点からの相談等に適切に対応できる専門職を配置）
  - 地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において拠点内の事業所等を支援
- するなど、拠点間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築することが可能と考えられます。

#### ⑤効果的な拠点の運営の継続

##### (ア) 市の定期的な評価

地域全体で支える体制を構築していくにあたっては、障がいのある人にとってワンストップの相談窓口機能を有する拠点の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となります。そのためには、まずは拠点の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市が拠点の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要です。

具体的には、例えば、市が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できます。

##### (イ) 拠点の取組状況の公表（普及・啓発）

拠点は、地域で生活する障がいのある人やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障がいのある人及び地域住民の理解が促進されることから、市は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとします。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫する必要があります。

具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援

員体制、事業の内容、活動実績及び市が必要と認める事項（拠点の特色等）の公表を行うこととするが、この取組を通じて、拠点が自らの取組と他の地域の拠点の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できます。

### (3) 拠点等にかかる報酬算定について

拠点の機能を担う事業所については、運営規定に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届け出た上で、市が当該事業所を拠点（関係事業所）として認める必要があります。

#### ①相談機能の強化

##### ●地域生活支援拠点等相談強化加算【H30 新設】700単位/回

拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所等への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する。

#### ②緊急時の受入れ・対応の機能の強化

※拠点の機能を担うか否かは関係なし

##### ●緊急短期入所受入加算【H30 見直し】Ⅰ＝180単位 Ⅱ＝270単位

緊急利用にかかる空床の確保が難しいことから、緊急短期入所受入加算の見直しを行う。

※居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して原則として7日を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

##### ●定員超過特例加算【H30 新設】50単位/日

緊急時という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算するとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

#### ③体験の機会・場の機能の強化

##### ●体験利用支援加算（日中活動）・体験利用加算（地域移行）【H30 見直し】

初日～5日目 500単位/日 + 50単位/日 ※拠点の場合

6日目～15日目 250単位/日 + 50単位/日 ※拠点の場合

拠点における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。

また、地域移行にかかる「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定にあたり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期

間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。

なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、体験利用加算についても同様に見直す。

●**体験宿泊支援加算（地域移行支援）【H30 新設】 120単位/日**

●**体験宿泊加算【H30 見直し】 I = 350単位 II = 750単位**

体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算に併せて見直す。

**④専門的人材の確保・養成の機能の強化**

※拠点の機能を担うか否かは関係なし

●**重度障害者支援加算【H30 新設】**

イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合

7単位/日 ※体制加算

ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合

180単位/日 ※個人加算

拠点における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）創設する。

**⑤地域の体制づくりの機能の強化**

●**地域体制強化共同支援加算【H30 新設】 2,000単位/月1回**

特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算

(4) 赤穂市内障害福祉サービス等事業所・関係機関

現在、協議会や部会、日々の支援の中で関係のある事業所や関係機関については次のとおりです。

①障害福祉サービス等事業所

種別	事業所名	定員	備考
居宅介護	赤穂市社会福祉協議会	—	
	伯鳳会在宅ケアセンター	—	
重度訪問介護	赤穂市社会福祉協議会	—	
	伯鳳会在宅ケアセンター	—	
同行援護	赤穂市社会福祉協議会	—	
行動援護	なし	—	
重度障害者等包括支援	なし	—	
生活介護	赤穂精華園成人寮	204	
	赤穂精華園児童寮	40	
	わかば園	20	
	生活介護事業所はくほう	20	
	ピアサポート兵庫	10	
自立訓練（機能訓練）	なし	—	
自立訓練（生活訓練）	なし	—	
就労移行支援	赤穂精華園やまびこ寮	12	
	さくら園	6	
	就労支援センターSORA	6	
就労継続支援A型	フロンティア	20	
	A型はくほう	15	
	げんぶ	20	
就労継続支援B型	赤穂精華園やまびこ寮	37	
	赤穂精華園有年事業所	20	
	みのり大地	20	
	わかば園	20	
	さくら園	30	
	就労支援センターSORA	25	
	ワーキング西播磨作業所	20	
	ピアサポート兵庫	10	
就労定着支援	なし	—	
療養介護	なし	—	

種別	事業所名	定員	備考
短期入所	赤穂精華園成人寮	4	
	赤穂精華園児童寮	2	
	赤穂精華園やまびこ寮	2	
	ぷくぷくほーむ	5	
自立生活援助	なし	—	
共同生活援助	赤穂精華園共同生活援助事業所	41	
	赤穂精華園有年事業所	20	
	涼風荘	28	
施設入所支援	赤穂精華園成人寮	184	
	赤穂精華園やまびこ寮	40	
	赤穂精華園児童寮	40	
計画相談支援	赤穂精華園相談支援事業所	—	
	さんぽみち	—	
	赤穂市社会福祉協議会相談支援事業所	—	
地域移行支援	さんぽみち	—	
地域定着支援	なし	—	
児童発達支援	あしたば園	25	
	ふうり	10	
	GENKI-KIDS風音	10	
医療型児童発達支援	なし	—	
放課後等デイサービス	赤穂精華園放課後等デイサービスセンター	10	
	生活介護事業所はくほう	10	
	てくてく	10	
	GENKI-KIDS風音	10	
	きっと・もっと・みらい	10	
保育所等訪問支援	なし	—	
居宅訪問型児童発達支援	なし	—	
障害児相談支援	赤穂精華園相談支援事業所	—	
	相談支援事業所七色こんぺいとう	—	

(平成31年1月末現在)

\*定員の網掛けは複数事業での定員

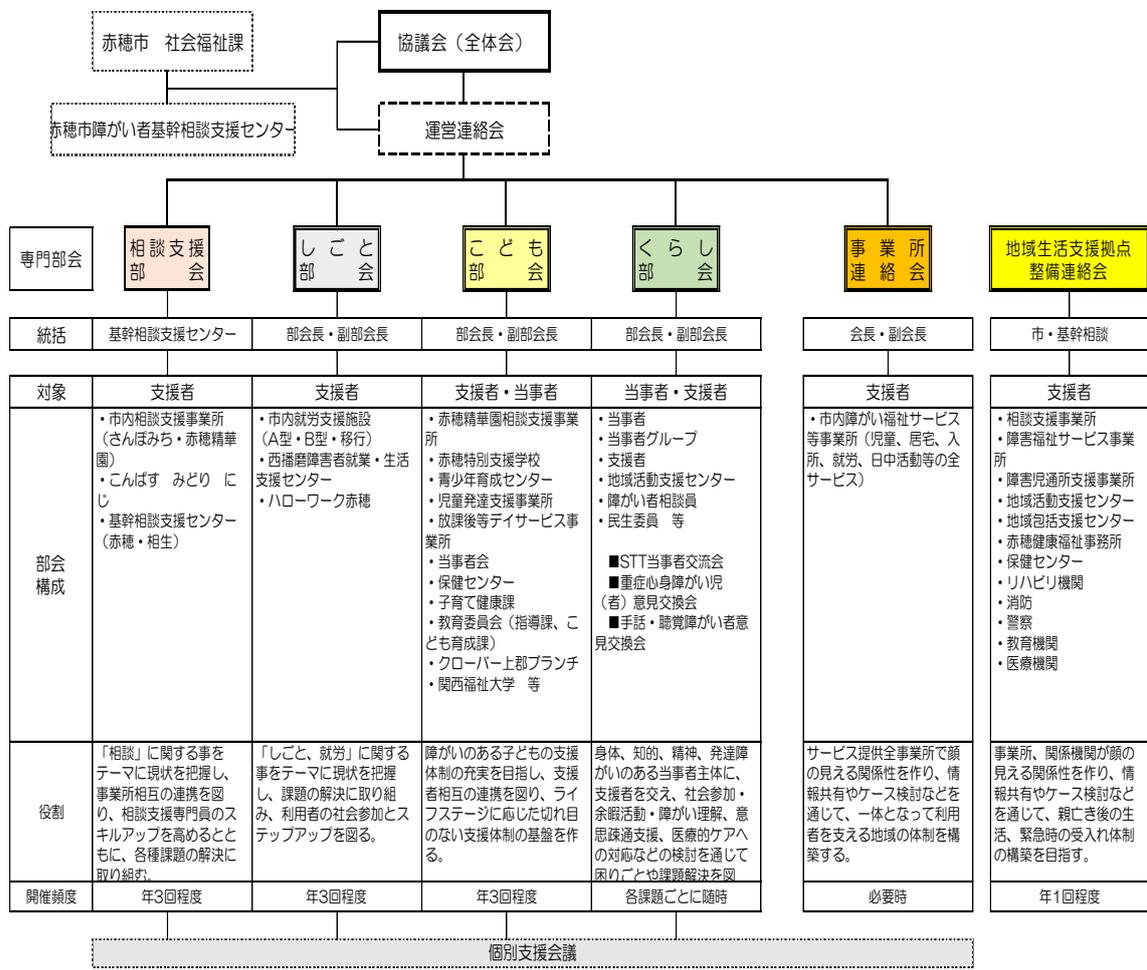
## ②障害福祉関係機関

分野	関係機関名	備考
多分野	社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会	協議会・相談部会
精神保健福祉	西播磨県民局赤穂健康福祉事務所	協議会
精神保健福祉 医療 ほか	医療法人千水会 赤穂仁泉病院	協議会・基幹相談
教育	兵庫県立赤穂特別支援学校	協議会
教育	赤穂市教育委員会指導課	協議会・こども部会
教育	赤穂市教育委員会こども育成課	こども部会
教育	関西福祉大学	こども部会
就労	龍野公共職業安定所赤穂出張所	協議会・しごと部会
就労	西播磨障害者就業・生活支援センター	協議会・しごと部会
当事者団体	赤穂市身体障害者福祉協会	協議会
当事者団体	赤穂市手をつなぐ育成会	協議会・こども部会
当事者団体	重症心身障害児（者）の会スマイル	協議会
当事者団体	断酒新生会	
当事者団体	スノードロップ	こども部会
市内法人	社会福祉法人みのり	協議会
圏域法人	社会福祉法人愛心福祉会	協議会
各種団体	赤穂商工会議所	協議会
関係事業所	地域活動支援センターみのり赤穂	
関係事業所	地域活動支援センターさんぽみち	
圏域事業所	相生市障害者基幹相談支援センター	相談部会
圏域事業所	相談支援事業所みどり	相談部会
圏域事業所	相談支援事業所こんぱす	相談部会
圏域事業所	相談支援事業所にじ	相談部会
医療	赤穂市民病院	
医療	赤穂中央病院／はくほう会病院	
市行政	子育て健康課	こども部会
市行政	赤穂市保健センター	こども部会
市行政	赤穂市医療介護課介護保険係	
市行政	赤穂市地域包括支援センター	
市行政	赤穂市社会福祉課	事務局
市行政	赤穂市障がい者基幹相談支援センター	事務局

**(5) 赤穂市障害者自立支援協議会・部会開催状況**

基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会の各部会を再編成し、必要な協議を随時行い、連携体制の構築に努めています。

平成30年度 赤穂市障害者自立支援協議会・各部会について



《自立支援協議会・各部会の開催状況》 (平成29年度以降 平成31年2月現在)

●自立支援協議会 (全体会)

開催日	会議名	主な内容
H29.6.30	H29 第1回協議会	計画策定の概要 ほか
H29.9.20	H29 第2回協議会	自立支援協議会・各部会編成 ほか
H29.11.7	H29 第3回協議会	計画 (素案) ほか
H29.11.29	H29 第4回協議会	手話言語条例、ヘルプマーク ほか
H30.2.7	H29 第5回協議会	手話言語条例、ヘルプマーク ほか
H30.7.25	H30 第1回協議会	地域生活支援拠点の整備概要 ほか
H31.3.20	H30 第2回協議会	

※通常年2回開催。H29は計画策定のため5回開催

●相談支援部会

開催日	会議名	主な内容
H29.6.7	第1回相談支援部会	意見交換、事例検討
H29.10.18	第2回相談支援部会	計画の作成について／部会の進め方
H30.9.5	計画相談移行協議	事業所開設による計画移行協議
H30.9.25	計画相談移行協議	事業所開設による計画移行協議
H30.10.3	第1回相談支援部会	計画作成具体例を通じた検討
H30.12.12	第2回相談支援部会	計画作成の課題、情報共有、意見交換

●しごと部会

開催日	会議名	主な内容
毎週水曜日	ロビー販売	就労施設による販売
H29.7.31	第1回しごと部会	課題把握／部会の進め方
H29.11.12	シティマラソン	就労施設による出店
H29.11.21	部会事前協議	第2回部会にむけた事前打ち合わせ
H29.12.14	赤穂義士祭	就労施設による出店
H29.12.18	第2回しごと部会	施設紹介パンフ作成 ほか
H30.2.14	部会事前協議	第3回部会にむけた事前打ち合わせ
H30.3.20	第3回しごと部会	施設紹介パンフ／見学ツアー ほか
H30.4.19	部会事前協議	部会の進め方
H30.5.15	第1回しごと部会	施設紹介パンフ／見学ツアー ほか
H30.6.13	打ち合わせ会	見学ツアーの概要協議
H30.6.19	打ち合わせ会	施設紹介パンフレットの打ち合わせ
H30.10.22	第2回しごと部会	見学ツアー等の打ち合わせ
H30.11.8	就労施設見学ツアー	就労施設見学ツアー、拡大ロビー販売
H30.11.11	シティマラソン	就労施設による出店
H30.11.13	就労施設見学ツアー	就労施設見学ツアー、拡大ロビー販売
H30.12.14	赤穂義士祭	就労施設による出店
H30.12.21	第3回しごと部会	見学ツアーの振り返り

●こども部会

開催日	会議名	主な内容
H29.11.15	第1回こども部会	課題の整理／ヘルプマーク ほか
H29.12.27	部会事前協議	第2回部会に向けた事前打ち合わせ
H30.1.29	第2回こども部会	相談支援マップ作成グループワーク
H30.6.18	打ち合わせ会	相談支援マップ作成の打ち合わせ
H30.7.20	第1回こども部会	児童等移行期の支援継続について
H30.9.26	打ち合わせ会	相談支援マップ作成の打ち合わせ

H30.10.29	打ち合わせ会	相談支援マップ作成の打ち合わせ
H30.12.3	打ち合わせ会	相談支援マップ作成の打ち合わせ
H31.1.21	打ち合わせ会	相談支援マップ作成の打ち合わせ
H31.2.18	打ち合わせ会	相談支援マップ作成の打ち合わせ

●くらし部会

開催日	会議名	主な内容
毎月第3土曜日	STT交流会	サウンドテーブルテニスを通じた交流
H29.9.29	意見交換会（重心）	医療的ケア（進路、日中活動）
H30.1.16	意見交換会（重心）	施設見学報告 ほか
H30.3.8	意見交換会（聴覚）	手話言語条例制定にかかる意見交換
H30.3.14	意見交換会（重心）	愛心園の取り組みについて
H30.3.15	意見交換会（聴覚）	手話言語条例制定にかかる意見交換
H30.11.22	意見交換（当事者）	余暇支援、当事者交流について
H30.12.3	意見交換会（聴覚）	コミュニケーションボードについて

●拠点整備連絡会

開催日	会議名	主な内容
H30.3.26	調整会議	コアメンバーでの意見交換／意識共有

赤穂市健康福祉部 社会福祉課障がい福祉係  
赤穂市障がい者基幹相談支援センター  
電 話 0791-43-6837  
FAX 0791-45-3396